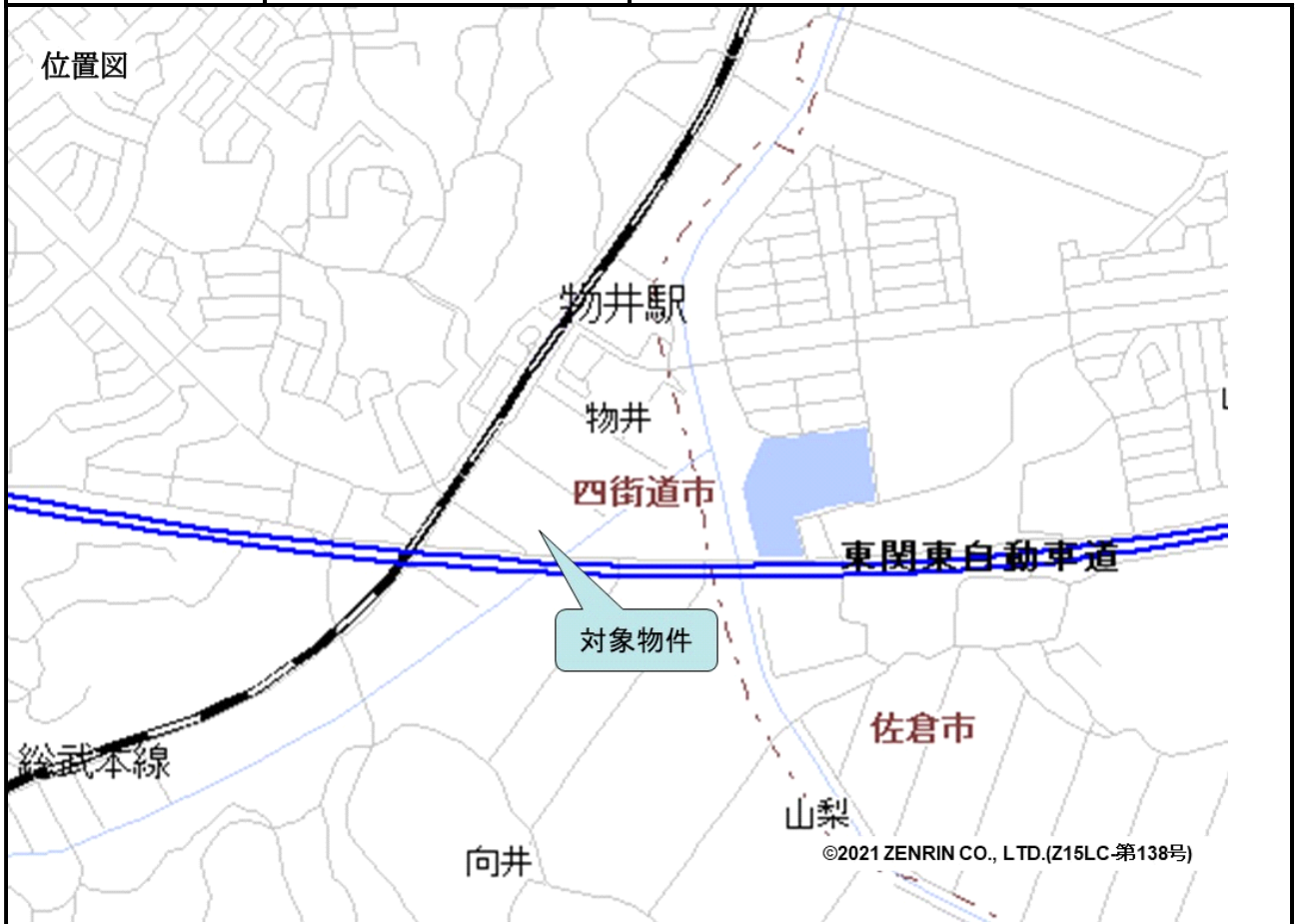


売却区分番号	1 1 2 2 - 9		
見積価額	¥210,000	公売保証金	¥50,000
財産の表示	1 所在 千葉県四街道市物井字小堤 地番 4 1 1 番 1 地目 田 地積 750 m <sup>2</sup> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	市街化調整区域 農業振興地域 農用地		
接道状況	南西側 幅員約3.2m舗装赤道	水路を介して約0.3m低位接面	
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	所有者が水田として使用		
特記事項	買受人の資格その他の要件 農地につき、「買受適格証明書」の提出を要する。 「鹿島川土地改良区」の定める賦課金の支払い義務あり 經常賦課金（令和5年度） 1,500円 維持管理費（令和5年度） 3,000円 未納賦課金等（令和5年4月28日現在） なし 買受け後、鹿島川土地改良区へ届出を要する。 南東側の境界は判然としない。		
住居表示等	千葉県四街道市物井字小堤4 1 1 番 1		
最寄駅等	J R（東日本） 総武本線 物井駅 徒歩約8分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。</li> <li>2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。</li> <li>3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。</li> <li>4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</li> </ol> <p>なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

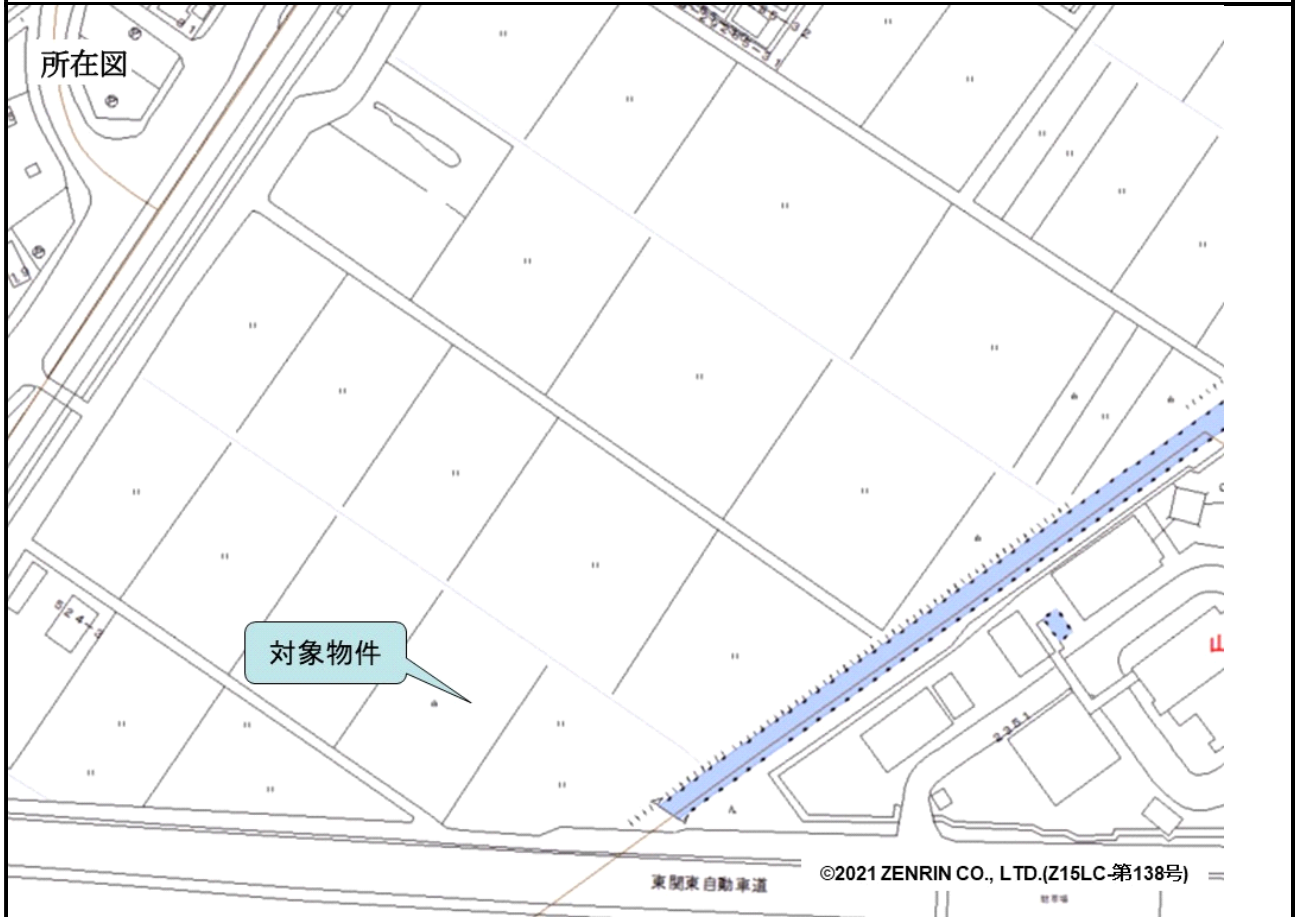
売却区分番号

1122-9

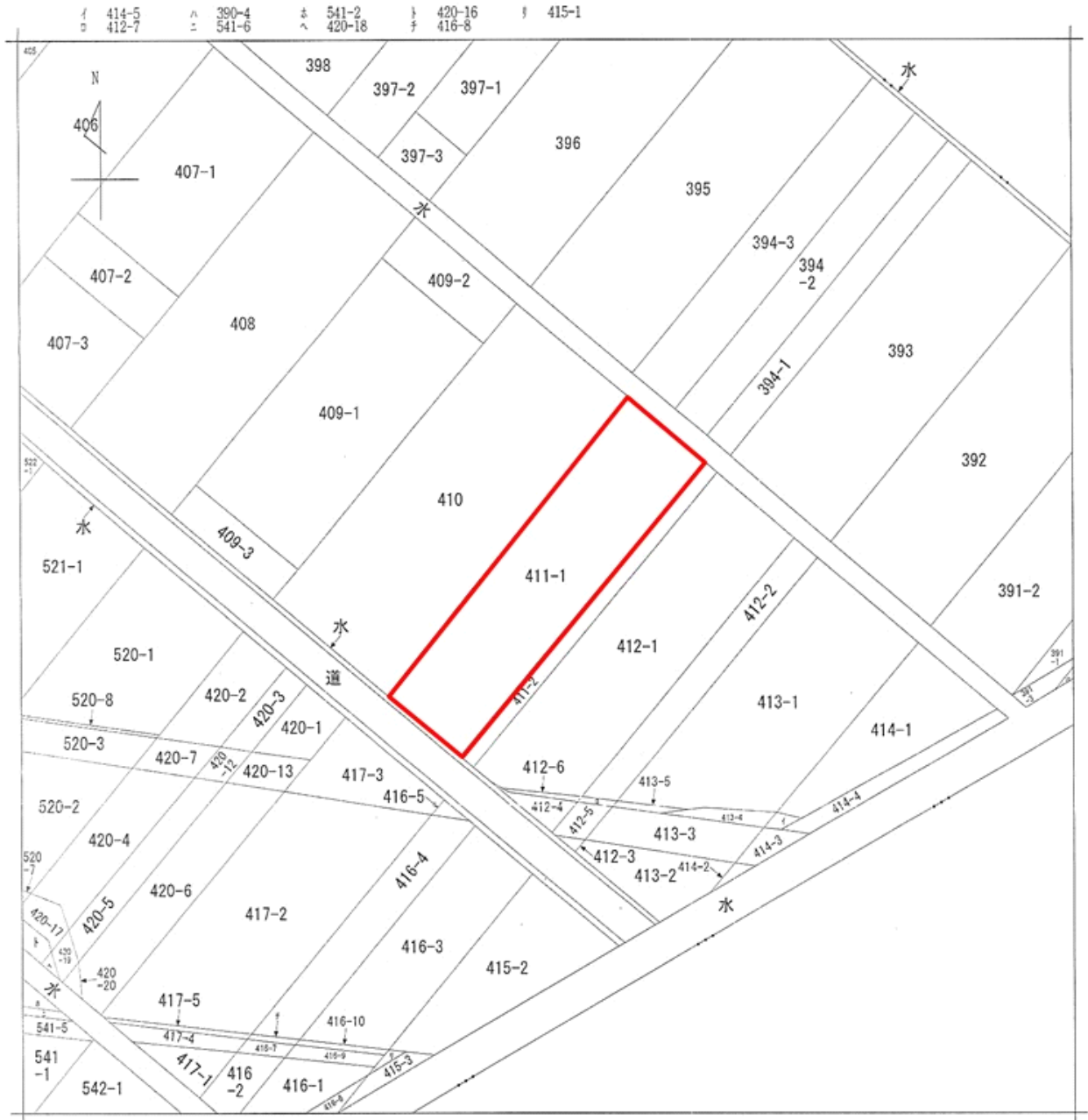
位置図



所在図



# 見取図



売却区分番号

1122-9



※動産は公売財産に含まれません。



※動産は公売財産に含まれません。